

2025 年 10 月 30 日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
会 社 名 アクセルマーク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松川 裕史
(コード番号: 3624 東証グロース)
問 合 せ 先 経営管理部 若海 正弥
(TEL 03-5354-3351)

第 33 回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 30 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役、当社執行役員及び従業員（以下、「付与対象者」といいます。）に対し、下記のとおりアクセルマーク株式会社第 33 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の割当てに関する決議につきましては、割当対象となる取締役は特別利害関係人に該当するため、自らを割当対象とする決議に参加しておりません。

また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各付与対象者の個別の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役、当社執行役員及び従業員に対して、有償にて本新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、発行時における払込価格が有償であるため、経営陣をはじめとする付与対象者が総額約 10.8 百万円の払込価格を負担するリスクを負う中で、行使条件達成に強くコミットすることを目的としております。加えて、将来の権利行使時の株価が、発行時に設定された権利行使価格以上でなければ経済合理性がないため、経営陣・付与対象者に対してより強く中長期的な株価向上を意識づけることが可能となります。

また、本新株予約権のすべてについて割当てを受けるための払込みが行われること、行使条件が達成されること、将来の権利行使可能期間における株価が発行時に設定された権利行使価格以上となり権利行使の経済合理性があること、および、付与対象者全員が本新株予約権のすべてを行使すること等の条件・前提が整った場合には、増加する当社普通株式の総数は、2025 年 9 月 30 日現在における当社発行済株式総数株に対して 19,494,600 株の 18.4%に相当しますが、行使条件達成時には、当社が持続的な成長軌道に乗るための目安となる水準となる見通しであり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。

II. 新株予約権の主な内容

本新株予約権は、2030 年 9 月期において、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書に記載された売上高が 25 億円を超過し、かつ営業利益が黒字の場合には、本新株予約権のうち 50%を上限として行使することができます。また、上記の業績目標の達成に加え、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書に記載された売上高が 28 億円を超過し、かつ営業利益が 50 百万円の場合には、本新株予約権のうち全部を行使することができます。

この行使条件は、本日付「第三者割当による第 31 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 32 回新株予約権の発行並びに第 23 回新株予約権及び第 30 回新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」で公表した通り、当社の成長戦略であるトレカ事業及びビューティー&ウェルネス事業の事業戦略と、暗号資産を

活用した財務戦略を実行することで、当社の企業価値向上を図り、持続的な成長軌道に乗るための目安となる水準であると判断したためです。

これらの理由により、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標達成は当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行は既存株主の皆様の利益に貢献できるものであり、株式の希薄化への影響は合理的な範囲に収まるものと考えております。

Ⅲ. 第 33 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

36,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 3,600,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、300 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の東京証券取引所における前日株価 108 円/株、株価変動性 64.93%、配当利回り 0%、無リスク利子率 1.298%、本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 108 円、満期までの期間 6 年間、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定したものであり、有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2025 年 10 月 29 日の終値と同額の金 108 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付等の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2031年1月1日から2031年11月30日（ただし、2031年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2030年9月期において、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書とする。以下同じ。）に記載された売上高及び営業利益が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(i) 2030年9月期における売上高が25億円を超過し、かつ営業利益が黒字の場合

権利行使可能割合 50%

(ii) 2030年9月期における売上高が28億円を超過し、かつ営業利益が50百万円を超過した場合

権利行使可能割合 100%

当該売上高及び営業利益の判定に際しては、インセンティブの趣旨である当社の継続的な成長を公正に判定するため、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

- ② 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに本新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - (i) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合
 - (iii) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
 - (iv) 死亡した場合
 - (v) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 新株予約権の割当日

2025 年 11 月 27 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合またはこれらの実施についての公表がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年11月27日

9. 申込期日

2025年11月20日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	2名	22,000個
当社執行役員	3名	9,000個
当社従業員	8名	5,000個

以上

＜本リリースに関するお問い合わせ先＞

アクセルマーク株式会社 経営管理部

メール：ir@axelmark.co.jp